

経営革新計画の手引

令和6年3月

群馬県

経営革新計画に関するお問い合わせ先

「経営革新計画」及び「本手引き」に関するお問い合わせは、群馬県地域企業支援課までお願いします。なお、申請は「ビジネスサポートBASEぐんま”ココカラ”」または群馬県地域企業支援課へ事前相談後、経営革新計画電子申請システム(以下記載 URL)より申請いただけます。

URL・・・<https://www.keieikakushin.go.jp/>

【連絡先】

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係

所在地 前橋市大手町1-1-1 県庁舎12階

電 話 027-226-3339

mail kigyouka@pref.gunma.lg.jp

公益財団法人 群馬県産業支援機構 ビジネスサポート BASE ぐんま”ココカラ”

所在地 前橋市亀里町 884-1

電 話 027-265-5013

mail g-soudan@g-inf.or.jp

目次

第1 経営革新計画とは.....	3
1 経営革新計画の概要.....	3
2 経営革新計画作成のメリット.....	3
3 経営革新計画の作成から承認までの流れ.....	3
第2 経営革新計画の内容	5
1 対象となる「実施主体」	5
2 「新事業活動」とは	6
3 経営革新の計画期間について	7
4 「経営の相当程度の向上」とは.....	7
第3 経営革新計画の申請・相談について	9
1 申請方法について.....	9
2 事前相談窓口について	9
3 経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について	10
第4 経営革新計画電子申請のポイント	11
第5 経営革新計画承認に対する支援策の概要	18
1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金(経営革新等要件)	18
2 政府系金融機関による低利融資制度.....	19
3 信用保証の特例.....	20
4 中小企業投資育成株式会社からの投資	21
5 高度化融資制度.....	22

6 起業支援ファンドからの投資.....	22
7 販路開拓コーディネート事業.....	23
8 新価値創造展	23
9 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業	24
10 スタンドバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)	24
11 クロスボーダーローン(株式会社日本政策金融公庫法の特例)	24
12 食品流通構造改善促進機構による債務保証	25

第1 経営革新計画とは

1 経営革新計画の概要

経営革新計画は、「中小企業等経営強化法」に基づく制度です。
具体的には、次のとおり規定されます。

事業者が、新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る3～8年の計画

2 経営革新計画作成のメリット

経営革新計画を県に申請して承認を受けると、県の制度融資や政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例等の支援措置、補助金への加点措置等が用意されています。

また、経営革新計画の作成・実施により「経営目標が明確になった」、「会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上した」などの効果が出ているとの声が、承認された企業から多く寄せられています。

※計画承認は支援策の利用を約束するものではありません。

※支援措置を受けるには、計画の承認とは別にそれぞれの支援機関等における審査が必要となります。希望する場合は、事前に支援機関にご相談ください。

3 経営革新計画の作成から承認までの流れ

- ・経営革新計画電子申請システムによる申請及び修正後の再申請は、申請主体である事業者自身が行ってください。
- ・補助金申請等を理由にスケジュールや審査等の基準を変えることはできません。

手順	注意事項等 ※()内手引き該当ページ
① 申請内容の検討 申請対象や要件の確認	○制度の概要や要件、支援策など、ご不明な点があれば各商工会、各商工会議所等の支援機関(P10)へご相談ください。承認に向けた様々なアドバイスをさせていただきます。 ・ 申請対象(P5) ・ 計画の要件(P6～8) ・ 支援策(P18～25)
② 申請内容の確定・提出書類の準備	○支援機関とともに申請内容を確定させ、提出書類を準備してください。 ○申請内容は経営革新計画電子申請受付システムのガイドに沿って、必要事項を入力し確認してください。申請のポイント(P11～17)も参考にしてください。 ○提出書類は(P16,17)でご確認ください。
③ 申請前の事前相談 ※15日まで	○公益財団法人群馬県産業支援機構 ビジネスサポート BASE ぐんま“ココカラ”または群馬

15日が土日祝日の場合は、前営業日まで	県地域企業支援課へ事前相談シートをメール送付または持参してください(P9)。事前相談シートの様式は群馬県ホームページよりダウンロードしてください(URL:https://www.pref.gunma.jp/page/10012.html)。確認が取れましたら、システムでの申請完了に必要なパスワードをお知らせします。 ※事前に申請内容の相談がない場合は、原則受付ができませんのでご注意ください。
④ 経営革新計画電子申請システムへの申請完了	○事前相談完了時に知らされたパスワードにより、システムへの申請を完了させてください。
⑤ 申請内容の修正・再提出	○申請時の記入漏れや間違いの他、計画の説明が不十分、表現が適切でない場合、システムを通して群馬県地域企業支援課より差戻通知いたします。 ○システムにて修正・追記後、再提出をお願いします。 ※当月中に修正・追記が完了しない場合は、翌月の審査対象になりません。
⑥ 審査会による審査	○群馬県地域企業支援課にて申請内容の確認が完了した計画を審査会へ提出し、審査します。 ○原則、申請受付月の翌月下旬に審査しますが、申請内容の練度によっては、受付から審査まで2ヶ月を超える場合もあります。
⑦ 審査結果	○審査結果は、審査会による審査後(原則、申請受付月の翌々月初旬)、郵送で通知します。

※注意事項

原則、「当月申請受付→翌月審査」となります。(例:4月申請受付→5月審査(6月初旬承認通知))
 ほかの支援策(ものづくり補助金など)を検討されている場合は、受けたい支援策の〆切の【2 か月程度前】を目安にご相談いただくようお願いいたします。

「承認」とは、「中小企業等経営強化法」等の承認要件を満たしていることを表すものです。計画に記載されている商品やサービスを承認するものではありません。また、他企業及び個人に対して商取引を推薦するものではありませんので、新事業の実施に当たり、誤解を招くような表現はしないようお願いいたします。

第2 経営革新計画の内容

1 対象となる「実施主体」

経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)又は(2)に掲げる事業者(個人を含む)となります(以下、「特定事業者」)。原則として、すべての業種を対象としています。

(1)特定事業者として対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種		従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)		500人以下
卸売業		400人以下
サービス業(下記以外)		300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業		500人以下
小売業		300人以下

(注)

- 1 申請には、少なくとも1年以上の業歴(直近期末決算が出ていること)が必要です。
- 2 申請先は、登記されている本社所在地の都道府県です。
- 3 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。(様式「別表3」の定義と異なりますので、ご注意ください。)
- 4 複数の特定事業者が共同で申請する場合、代表会社を決める必要があります。

(2)申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒 販 組 合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であること。

(注)

- 1 企業組合、協業組合も特定事業者として対象となります。
- 2 一般社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であるものについては、対象となります。

2 「新事業活動」とは

「新事業活動」とは、次の(1)～(6)の「新たな取り組み」を指します。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

(1)新商品の開発又は生産

- (例1)建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥などを甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。
- (例2)木製品製造業者が、これまでの建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発する。さらに開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売する。
- (例3)業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。
- (例4)産業廃棄物業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。

(2)新役務の開発又は提供

- (例1)美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
- (例2)老舗の旅館が、空室をリラクゼーションルームとして改装し、休憩客や日帰り客向けに新しいサービス事業を行う。著名なインテリアデザイナーに設計を依頼し、デザインを重視したリラクゼーションルームを備えて昼間の時間帯の増収を図るとともに、ホームページや館内の案内表示の多言語表示、スタッフに外国人観光客対応研修を行い、従来の顧客に加え、若者層や外国人観光客といった新規宿泊客の拡大に結びつける。
- (例3)畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。

(3)商品の新たな生産又は販売の方式の導入

- (例1)果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店する。果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かし、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐するフルーツパーラーを開店する。地元農家等と連携して、高品質な特産フルーツを低コストで仕入れ、スイーツやフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供する。
- (例2)金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピュータを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。

(4)役務の新たな提供の方式の導入

- (例1)不動産管理会社が、企業の空き家となった社員寮を一括借り上げて、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。
- (例2)タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

(5)技術に関する研究開発及びその成果の利用

- (例1)これまで加工が困難とされてきた新素材の大量加工に関する研究を行い、研究の成果として得られた加工技術・ノウハウを自社の製造ラインで活用する。
- (例2)介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

(6)その他の新たな事業活動

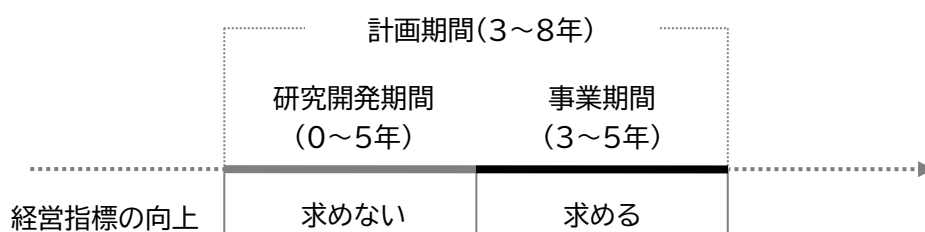
※「新たな取り組み」とは、個々の特定事業者にとって「新たな事業活動」のみならず、「業種ごとの同業の中小企業の当該技術等の導入状況」や「地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況」等を踏まえて判断されます。

※また、経営革新計画では、以下のような、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

- ・基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組
- ・異分野の中小企業等の連携
- ・他の事業者から取得した経営資源の利用（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）の利用
- ・機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化
- ・生産管理・品質管理、労務・財務管理等

3 経営革新の計画期間について

経営革新の計画期間は、「研究開発期間（0～5年）」と「事業期間（3～5年）」とを合わせた「3～8年」となります。このうち、「事業期間」に限り、「経営の相当程度の向上」を示していただく必要があります。



4 「経営の相当程度の向上」とは

経営革新計画として承認されるためには、3年～5年の事業期間に応じて、

(1)「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

(2)「給与支給総額」の伸び率

が、計画期間終了時において、下表のとおりとなっている必要があります。

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6%以上
5年	15%以上	7.5%以上

・付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

・一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

・給与支給総額＝給料（役員並びに従業員に支払うもの）＋賃金＋賞与＋各種手当

（注1）経営革新計画上の「減価償却費」は、以下の各項目の全てを含んだ総額とします。

・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）

・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

(注2)「各種手当」には、残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

なお、任意のグループ等において共同で経営革新計画を作成する場合には、

- ・グループ全体としての「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ全体としての「給与支給総額」
- ・グループ参加者個々の「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ参加者個々の「給与支給総額」

のどちらを適用してもよいことになっています。

また、計画終了時点において、付加価値額(または従業員一人当たり付加価値額)は、正の値であることが必要です。

第3 経営革新計画の申請・相談について

1 申請方法について

令和6年4月1日から「経営革新計画電子申請システム」による電子申請を開始します。申請受付、審査は群馬県地域企業支援課が行います。申請には事前相談が必須です。「2 事前相談窓口について」をご確認ください。

経営革新計画電子申請システム

<https://www.keieikakushin.go.jp/>

申請にはGビズIDが必要です。デジタル庁のWebサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)からIDを取得してください。

2 事前相談窓口について

経営革新計画の申請には事前相談が必須です。「事前相談シート」を作成の上、「ビジネスサポート BASE ぐんま”ココカラ”」(公益財団法人群馬県産業支援機構)または群馬県地域企業支援課へ「事前相談シート」をメール送付または持参し、事前相談をお願いします。「ビジネスサポート BASE ぐんま”ココカラ”」(公益財団法人群馬県産業支援機構)では、専任マネージャーによる助言が受けられますのでぜひご活用ください。

※事前に申請内容の相談がない場合は、原則、受付ができませんので、ご注意ください。。

問い合わせ先 ビジネスサポート BASE ぐんま“ココカラ”(群馬県産業支援機構)

所在地 : 前橋市亀里町 884-1
電 話 : 027-265-5013
メー ル : g-soudan@g-inf.or.jp

群馬県 産業経済部 地域企業支援課(経営・事業承継支援係)

所在地 : 前橋市大手町1-1-1 県庁舎12階
電 話 : 027-226-3339
メー ル : kigyoka@pref.gunma.lg.jp

「事前相談シート」の様式は、群馬県ホームページよりダウンロードいただけます。

URL・・・<https://www.pref.gunma.jp/page/10012.html>

3 経営革新計画の策定・実行に関する相談窓口等について

(1) 公益財団法人群馬県産業支援機構

・ビジネスサポートBASE ぐんま“ココカラ”

創業を予定している方、ベンチャー企業の方、経営革新を目指す中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対して、経営面、技術面に幅広い知識と経験、人的ネットワークを有するマネージャーが相談やアドバイスを行います。

・専門家派遣事業(費用の1/2自己負担)

具体的、専門的な経営課題について、中小企業診断士や税理士・技術士などの民間専門家を派遣して解決します。

問い合わせ先 公益財団法人群馬県産業支援機構(ビジネスサポートBASE ぐんま“ココカラ”)
前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター 電話027-265-5013

(2) 商工会(連合会)、商工会議所

地域密着のメリットを活かし、中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対して、手厚く丁寧に対応します。

問い合わせ先 お近くの商工会(連合会)、商工会議所までお問い合わせください。

(3) 認定経営革新等支援機関

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等(税理士、公認会計士、弁護士など)を、国が審査し、認定しています。

詳細は、中小企業庁ホームページからご確認ください。

○中小企業庁ホームページ:

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/#shienkikan>

第4 経営革新計画電子申請のポイント

1. 申請情報

申請者情報を確認し必要に応じて修正します。

2. 別表1, 3, 4

経営革新計画の内容を入力し、事業計画を作成します。

3. 別表2, 5

経営革新計画の実施計画を作成します。

4. 別表6, 7

情報送付先や情報公開の希望を入力します。

5. 添付書類

必要書類をアップロードします。

1. 申請情報 申請者の情報を確認し必要に応じて変更します

様式13(表紙)

担当者メールアドレス	必須	kigyoka@pref.gunma.lg.jp
確認用メールアドレス	必須	kigyoka@pref.gunma.lg.jp
通知先メールアドレス1		xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス1(確認用)		xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス2		xxxxx@xxx.co.jp
通知先メールアドレス2(確認用)		xxxxx@xxx.co.jp



システムからの通知を別のメールアドレスでも受け取りたい場合には、「通知先メールアドレス」を入力してください。
(※必須ではありません)



例えば、商工会や商工会議所等支援機関と通知を共有したい場合等に入力

2. 別表1【直近決算期の入力】

別表1（経営革新計画）

実施体制	☐ 個人 ☐ 法人 ☐ 個人・法人
業種	大分類： 中分類： 小分類：
直近期の従業員数	常勤従業員： 非常勤従業員： 兼用従業員：
新事業活動の類型	☐ 1. 新商品の開発又は生産 ☐ 2. 新設備(サービス)の開発又は提供 ☐ 3. 商品の新たな生産又は販売の方法の導入 ☐ 4. 設備(サービス)の新たな受入れの方法の導入 ☐ 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 ☐ 6. その他の新たな事業活動
直近決算期	年： 月：

連携を計画していない場合は、空欄で構いません。

税務申告を行った直近の決算期を記入します。決算月を過ぎていても、税務申告を行っていない場合はその前年を直近決算期としてください。

決算月が3月の法人で、申請日は2024年4月20日の場合、直近決算期は「2023年3月」としてください。

2. 別表1【経営革新計画のテーマ・概要】

事業期間	年： 月： 日：
経営革新計画の概要	経営革新計画の概要を端的に表現したキャッチコピーを記入してください。
経営革新計画の目標	経営革新計画の目標を端的に表現したキャッチコピーを記入してください。
経営革新計画の実施内容	経営革新計画の実施内容を端的に表現したキャッチコピーを記入してください。

経営革新計画のテーマ（経営革新の内容を端的に表現したキャッチコピー）を記入
 例：新しい○○といった機能を付加した製品の開発、新たな○○生産方式・販売方式の採用 等
 ※注意点…以下の文言は入れないでください。
 ・個別具体的な企業名や製品・サービス名
 ・客観的な裏付けがない文言（世界一、日本一、業界初など）

・300字程度で計画の概要や経営革新で目指すことを記入ください。
 ・これらの内容は、承認後、県HP掲載と報道機関に情報提供します。

2. 別表1【経営革新計画の実施に係る内容（当社の現状と経営課題）】

[illegible]

○当社の現状（既存事業の内容）

新規事業を明確にし、実現可能性をPRするために、
既存事業について具体的に記載してください。

- ・企業概要（設立年、本社所在地、従業員数、沿革、事業内容、主要事業所、主要顧客、主要仕入先、競合企業、当社の強み など）
- ・事業許認可等（免許番号、許可番号、特許番号 など）
- ・既存事業の内容（図や写真などを用いて、簡潔に説明してください。製品・サービスの内容・実績、事業毎の売上比率、シェア、特徴 など）
- ・経営状況（直近3期の経営状況について簡潔に説明してください。特に赤字の場合には、その理由について説明してください。）
- ・既存事業の見通し（売上・増減について、理由とともに今後見通しを説明してください。）

○本計画を作成するに至る「きっかけ」と経緯

分析手法（SWOT分析、ローカルベンチマークなど）を活用して、客観的・具体的に自社の現状を分析し、経営課題を整理した上で、社会情勢、顧客ニーズの変化、新事業における自社の既存のノウハウを活かせる点等、新事業計画を立案した経緯をご記入ください。

※フロー図やイラスト、写真などは別ファイル（任意様式）に記載の上、ファイルを添付してください。

2. 別表1 【経営革新計画の実施に係る内容（経営革新の具体的内容）】

[illegible]

○新事業の内容「自社にとって何が新たな取組であるのか」

1「当社の現状と経営課題」で記載した経営課題をどのように新規事業により解決していくか、内容を具体的に記載してください。重要なパートです。

- ・新規事業の内容（図や写真などを用いて、分かり易く説明してください。製品・サービスの内容、事業スキーム（商流）、想定顧客（ターゲット） など）
- ・比較（新規事業と既存事業の違いや新製品等と他社製品等の性能・価格の違い など）
- ・販路開拓（販売先、販売先への売込み状況、新規ルートの場合の開拓方法 など）
- ・取組状況（現在までの取組状況、今後の課題、その解決策 など）
- ・連携先（業務委託など、他の企業等と連携して実施する場合の連携先の概要 など）
- ・資金調達（事業実施に必要な資金調達について（借入先、借入予定額、見込み など）
- ・特許等（新製品に関連する特許の有無や取得見込み など）
- ・事業許認可等（必要となる事業許認可等について、申請機関との調整状況や取得見込み など 例） 販路紹介事業の許可、労働者派遣事業の許可、化粧品製造販売業の許可 など

○計画の実施「新事業をどのように実施するのか」

どのようにして開発、生産、販売、特許出願や許認可取得を行っていくのかを具体的に記載してください。

※本欄の記載項目は、別表2の番号に沿って、実施項目の取り組み内容を具体的に記載してください

○計画を実施した結果（効果）はどのようなになるのか
自社や取引先（仕入れ先や顧客）、エンドユーザのメリット等を記載してください。

※フロー図やイラスト、写真などは別ファイル（任意様式）に記載の上、ファイルを添付してください。

2. 別表3 【算出時における注意点】

単位（千円）

別表3（算出時における留意点）

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。

減価償却費にリース費用を算出しましたか。

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

☒ はい

☐ いいえ

☒ はい

☐ いいえ

☒ はい

☐ いいえ



これらの項目については、「はい」となるよう考慮した上で、値を記入するようにしてください。



例えば、短時間労働者や派遣労働者を雇われていない場合でも、考慮された上で算出したのであれば「はい」とご回答ください。
※個人事業主の場合も同様です。

2. 別表4 【設備投資計画】

単位（千円）

No	機械装置名称	導入年度	導入時期	海外購入	単価	数量	合計金額
1	印刷機(型番) (〇〇社製△△装置)	2025	1年後	☐	100	1	100
2	▲▲商品裁断機(型番) (××社製□□装置)	2026	2年後	☒	250	2	500



「マシニングセンター」や「クレーン装置」など設備の名称だけではなく、なるべく製品名、型式、メーカー名などの情報をご記載ください。

3. 別表2 【実施計画】

番号	計画			
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3
1-2	マネージャーと担当営業の 2名専任体制の確立	組織計画	四半期	2-2

💡 特許の取得を計画に盛り込んでいる場合は、「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

💡 数値化できる評価基準が望ましいですが、数値化できない基準でも可とします。

💡 実施時期は開始時期のみ記入してください。「1-3」は1年目の第3四半期になります。

3. 別表5 【構成員に対する負担金の賦課基準】

別表5（組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準）

No	試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金		構成員別の賦課金額	
				合計	積算根拠	金額	積算根拠
1	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量		〇〇〇円×〇〇		△△△円×〇〇
2	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量		〇〇〇円×〇〇		△△△円×〇〇
3	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量		〇〇〇円×〇〇		△△△円×〇〇
4	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇
5	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇
6	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量		〇〇〇円×〇〇		△△△円×〇〇
7	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇
8	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇
9	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇
10	〇〇商品研究開発	▼ 年度	生産数量	千円	〇〇〇円×〇〇	千円	△△△円×〇〇

💡 組合等で申請する場合のみ入力（該当しない場合は本表の入力提出は必要はありません。）

単独で申請する場合は登録不要です。

4. 別表6

中小企業投資育成株式会社	機関名 	送付を希望する ☐
都道府県等信用保証協会	機関名 	送付を希望する ☐
都道府県設備貸与機関 (都道府県中小企業支援センター)	機関名 	送付を希望する ☐
株式会社日本政策金融公庫/ 沖縄振興開発金融公庫	機関名① 	送付を希望する ☐
	機関名② 	送付を希望する ☐
その他	機関名 	送付を希望する ☐



その他の欄の機関名は
右記の中から該当する
ものを入力してください。



群馬県制度融資
独立行政法人中小企業基盤整備機構高度化事業部
独立行政法人中小企業基盤整備機構ファンド事業部
独立行政法人悲願企業基盤整備機構企業支援部
独立行政法人悲願企業基盤整備機構販路支援部
公益財団法人食品等流通合理化促進機構

5. 添付書類



添付書類は都道府県によって異なります。
群馬県の添付書類について次ページを必ずご確認ください。

添付書類アップロード

1 ファイルの最大サイズは10MBです。アップロード可能なファイルはWord形式、Excel形式、PDF形式、画像形式及びZIP形式です。
一度選択したファイルを取り消したい場合はクリアボタンを押してください。
「登録済みファイル」の表示内容は「受付番号（自動採番）」、「下巻のファイル名」、「拡張子」の形式となります。
都道府県によって必須となる書類が異なります。ご確認ください。申請をお願いいたします。
各種書類をまとめて一つのファイルとして運用している都道府県では、一つのファイルとしてアップロードする形で申請が可能です。

ファイル名	登録済みファイル	登録/更新ファイル選択	クリア	備考
定款	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	定款の提出が必須とされる都道府県は必ず添付して下さい
最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 必須	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付してください。なお、これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類を添付して下さい
履歴事項証明書	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	履歴事項証明書を添付してください
その他「補足資料」1	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	その他「補足資料」1を添付してください
その他「補足資料」2	—	ファイルを選択 選択されていません	クリア	その他「補足資料」2を添付してください



添付書類は都道府県によって異なります。
群馬県の添付書類について下記を必ずご確認ください。

ファイル名	必要書類
定款	【法人】定款 【個人事業主】住民票 ※コピー可。住民票が発行されて3カ月以内のもの、マイナンバーが表記されていないもの
最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書	【法人】直近2期間の税務申告済決算報告書 ※貸借対照表、損益計算書、販管費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書 【個人事業主】最近2期間の青色申告書又は、白色申告書
履歴事項証明書	住所や代表者名などが定款と異なる場合は添付してください。
その他「補足資料」1	導入予定の設備の見積書、パンフレット
その他「補足資料」2	県担当者が求める書類 など、必要に応じて添付してください。

第5 経営革新計画承認に対する支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、次の支援措置が用意されています。詳しくは、各問い合わせ先に御相談ください(以下の各種支援策は、令和6年3月29日現在のものです)。

(注) 経営革新計画の承認は、各々の支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認とは別に各機関における個別の審査が必要となります。なお、支援措置の利用を希望する場合には、計画承認前に各機関に相談する等、計画申請と並行し準備を進めることが望まれます。

1 県制度融資 中小企業パワーアップ資金(経営革新等要件)

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた特定事業者等で、当該承認を受けた計画を実施しようとする者

(2)支援内容

① 融資限度額

2億円(うち運転資金5,000万円)

② 融資利率

年1.5%以内

※群馬県信用保証協会の信用保証付きの場合

・・・「責任共有制度対象外」:年1.1%以内／「責任共有制度対象」:年1.2%以内

③ 融資期間

・設備資金:12年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金:7年以内(うち据置期間1年以内)

④ 担保・保証人

金融機関や保証協会と相談して決めていただきます。

(3)問い合わせ先

群馬県 産業経済部 地域企業支援課(金融係)

電話027-226-3332

2 政府系金融機関による低利融資制度

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた特定事業者

※下記の支援内容の各項目は個々の特定事業者の場合について記載しています。組合として制度を利用する場合は、各金融機関にお問い合わせください。

(2)支援内容 ※各種 HP より転載

日本政策金融公庫による低利融資制度

【中小企業事業】

ア 融資限度額

設備資金 7億2,000万円

イ 融資利率

「特別利率②」(ただし、2億7千万円を超えた額及び土地取得資金は、基準利率)

※信用リスク、融資期間等に応じて、所定の利率が適用されます。

ウ 融資期間

・設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

エ 資金使途

・承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金

【国民生活事業】

ア 融資限度額

設備資金 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

イ 融資利率

特別利率 B(ただし、土地取得資金は、基準利率)

※使途、返済期間等に応じて、所定の利率が適用されます。

ウ 融資期間

・設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

・運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)

エ 資金使途

・承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および運転資金

(3)問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業) 電話027-243-0050

日本政策金融公庫 前橋支店(国民生活事業) 電話027-223-7311

日本政策金融公庫 高崎支店(国民生活事業) 電話027-326-1621

3 信用保証の特例

(1)対象者

承認を受けた経営革新計画に従って事業を実施する特定事業者(※)

※以下に該当するものに限られる。

- ①特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。
- ②特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。
- ③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。

(2)支援内容

① 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる事業資金(承認経営革新計画実施のために必要となる資金)に関し、保証限度額の別枠を設けています。

種別	通常 of 限度額	別 枠
普通保証	2億円(組合は4億円)	2億円(組合等は4億円)
無担保保証 (うち特別小口)	8,000万円以内 (うち2,000万円)	8,000万円以内 (うち2,000万円)

※「特別小口」においては、小規模企業者(従業員の数が20人以下の企業(商業・サービス業の場合は5人以下。ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については従業員の数が20人以下))が対象となります。

② 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新計画実施のために必要となる資金であって、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用等)について、保証限度額を引き上げています。

・通常:2億円以内 → 3億円以内 (組合等の場合、4億円以内 → 6億円以内)

③ 海外投資関係保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げます。

・通常:2億円以内 → 3億円以内 (組合等の場合、4億円以内 → 6億円以内)

(3)備考

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意ください。

(4)問い合わせ先

群馬県信用保証協会 電話027-231-8875

4 中小企業投資育成株式会社からの投資

(1)対象者

- ・経営革新計画の承認を受けた、資本金が3億円を超える株式会社
- ・経営革新計画の承認を受けた特定事業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

※通常、中小企業投資育成株式会社の投資の対象となるのは、資本金が3億円以下の株式会社ですが、承認経営革新計画に従って事業資金の調達を図る場合、資本金が3億円を超える株式会社も対象となります。

(2)支援内容

① 投資事業

中小企業投資育成株式会社は審査を行い、以下の投資を行います。

- ・会社の設立に際し発行される株式の引受け事業
- ・増資株式の引受け事業
- ・新株予約権の引受け事業
- ・新株予約権付社債等の引受け事業

② 育成事業(コンサルティング事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。

(3)問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 電話03-5469-1811(代表)

5 高度化融資制度

(1)対象者

- ・経営革新計画に基づき高度化事業に取り組む組合等
(経営革新事業は、4社以上の任意グループも対象)

[高度化事業の種類]

集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1か所に設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付きでリースします。
経営革新計画承認グループ事業	承認された経営革新計画に従って、新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立したりして、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。

(2)支援内容

高度化融資は、通常は有利子ですが、経営革新計画の承認を受けた組合等については、無利子になります。

① 金利

0.8%(2024年度の場合)

又は

無利子(各事業の無利子貸付けの要件に該当するもの)

② 償還期限

20年以内であって、群馬県が適当と認める期限

(「設備リース事業」は、当該設備の耐用年数を勘案の上、設定)

③ 据置期間

3年以内

④ 貸付割合

80%以内

(3)問い合わせ先

群馬県 産業経済部 地域企業支援課(金融係) 電話027-226-3332

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 電話03-5470-1528

6 起業支援ファンドからの投資

(1)対象者

創業又は成長初期段階の有望なベンチャー企業等

(2)支援内容

主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏み込んだ経営支援(ハンズオン 支援)を行います。

(3)問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課 電話03-5470-1672

7 販路開拓コーディネート事業

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者、又は、首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・新サービスの販路開拓を目指す特定事業者等

(2)支援内容

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏等の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構(関東本部・近畿本部)に、商社・メーカー等の企業O Bを販路開拓コーディネーターとして配置し、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します(販売代行や販売代理を行うものではありません)。

(3)備考

この事業の対象となるには新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。また、支援にあたっては、一部費用は申込企業の負担となります。

(4)問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 関東本部 企業支援部 支援推進課 電話03-5470-1608

8 新価値創造展

(1)対象者

自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業

(2)支援内容

経営革新等に果敢に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、販路開拓、業務提携等のビジネスマッチングの場を提供します。

(3)備考

出展者は、応募者の中から審査委員会の審査を経て決定するため、ご希望に添えないこともあります。なお、出展料は有料です。

(4)問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援企画課 電話03-5470-1525

9 経営革新計画フォローアップ支援専門家派遣事業

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた特定事業者で、派遣申請時点で計画期間を1年以上有するもの。

(2)支援内容

経営革新計画の実行に取り組んでいる中小企業等を支援するため、中小企業診断士等の専門家を派遣し、計画遂行上の課題解決に向けた支援を実施します。

(3)備考

1社あたり3回まで専門家を派遣します。なお、派遣費用は無料です。

(4)問い合わせ先(申込先)

公益財団法人群馬県産業支援機構 ビジネスサポート BASE ぐんま“ココカラ”
電話027-265-5013

10 スタンドバイ・クレジット制度(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

(1)対象者

承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む特定事業者及び組合等

(2)支援内容

特定事業者の外国関係法人等が、日本公庫の提携する現地(海外)の金融機関から長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が発行する信用状により、債務の保証を受けられます。

- ・補償限度額:一法人あたり4億5千万円
- ・補償料率:日本政策金融公庫所定の料率
- ・融資期間:1年以上5年以内

(3)問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業) 電話027-243-0050

11 クロスボーダーローン(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

(1)対象者

承認(変更承認を含む)を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む特定事業者(国内親会社)の外国関係法人等

(2)支援内容

- ・融資限度額:14億 4,000 万円(うち運転資金 9億6,000万円)
- ・融資利率:特別利率③(ただし、4億円を超えた額は、基準利率)
※信用リスク、融資期間等に応じて、所定の利率が適用されます。
- ・融資期間:設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)
※米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(うち据置期間2年以内)となります。
- ・資金使途:承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および運転資金

(3)問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店(中小企業事業) 電話027-243-0050

12 食品流通構造改善促進機構による債務保証

(1)対象者

経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する特定事業者及び組合等

(2)支援内容

経営革新計画の実行にあたり融資を受ける際に、食品等流通合理化促進機構による債務保証を受けられます。

(3)問い合わせ先

(公財)食品等流通合理化促進機構 業務部 電話:03-5809-2176

編集・発行

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係

前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-3339